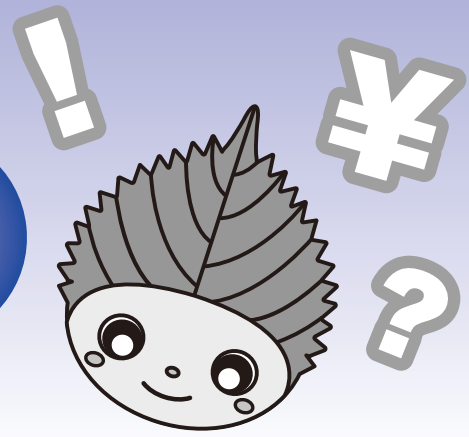


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより



## 住宅改修に伴う

### 固定資産税の減額措置のお知らせ

#### ●耐震改修工事に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額となります。この減額措置を受けられる場合は、耐震改修工事の完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

#### 減額される要件と税額

一戸当たり工事費50万円以上の耐震改修工事を行った家屋に係る固定資産税額(120㎡を限度)の2分の1相当額を減額します。

#### 減額期間

耐震改修工事完了日が平成26年1月1日から平成27年12月31日の場合、翌年度分より1年間減額

※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものについては、翌年度分より2年間減額

#### 添付書類

・現行の耐震基準に適合した工事であることを証明書(町・建築士・指定確認検査機関・指定

住宅性能評価機関が発行した書類)

・耐震改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収書等

#### ●バリアフリー改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

#### 対象となる住宅

次のいずれかの方が居住する既存の住宅  
※平成19年1月1日以前から所在するもので賃貸住宅を除く

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 3 障害者の方

#### 改修工事の内容

平成28年3月31日までに行われた次の改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円以上のもの

- 1 廊下の拡幅
- 2 階段の勾配の緩和

3 浴室の改良

4 便所の改良

5 手すりの取り付け

6 床の段差の解消

7 引き戸への取り替え

8 床表面の滑り止め化

#### 減額される税額

バリアフリー改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

#### 添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・補助金等の交付、給付決定書
- ・次の①から③のいずれかの書類

- 1 65歳以上の方の住民票の写し
- 2 介護保険被保険者証の写し
- 3 障害者手帳またはこれに代わるものの写し

・次の①か②のどちらかの書類

- 1 工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容および費用が確認できる書類)

② 改修工事が行われたことを証する書類(建築士、登録性能評価機関等が発行したもの)

#### ●省エネ改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定

の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事が完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

## 対象となる住宅

平成20年1月1日に存在している住宅

※賃貸住宅を除く

## 要件

- ・ 次の①の工事、または①とあわせて行う②から④までの工事
- ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

・ 省エネ改修工事に要する費用が50万円以上であること。

## 減額される税額

省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った家屋に係る翌年度の固定資産税額(120㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

ただし、「新築住宅に対する減額措置」および「住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置」を受けている期間は減額されません。

## 添付書類

- ・ 納税義務者の住民票の写し
- ・ 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等による証明書

・ 省エネ改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収書等

## 問合せ先 役場 税務課

内線178・179

## 税理士による

## 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 10月8日(水) 午後2時

～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場2階第2会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに

税務課へ電話でご予約ください。

## その他

- ・ 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・ プライバシーは守られます。

## 問合せ先 役場 税務課

内線175・176

## 休日納税(相談)

## 窓口を開設します

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**とき** 10月18日(土)・19日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

## ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

## 問合せ先 役場 収納課

内線120・122

# ゆるキャラグランプリ 2014

大治町マスコットキャラクター

## はるちゃん

にぜひ投票をお願いします!

ゆるキャラグランプリとは、その年のゆるキャラ日本一をインターネット上の投票で決定するものです。

9月2日(火)からインターネット上で好きなゆるキャラに投票することができ、また、11月1日(土)～3日(月)には中部国際空港セントレア特設会場で、来場者による決戦投票も実施することとなりました。はるちゃんも「ご当地ゆるキャラ部門」にエントリーしましたので、皆さんの投票をぜひお願いします!

投票は1日1回、携帯電話、スマートフォン、パソコンから投票することができます!



ゆるキャラグランプリ2014

検索